

事 務 連 絡
令和 8 年 7 月 8 日

各 位

羽生市長 齋 藤 万 紀 子
(公 印 省 略)

「自動販売機設置に係る市有財産貸付」の仕様書への質疑応答一覧（令和 8 年 7 月 8 日現在）は、次のとおりです。

記

	物件 番号	質 疑	回 答
1	10	仕様書の(7)使用済み容器の回収につきまして、物件番号⑩も必須になりますか？弊社では国や埼玉県の施設も含め衛生上の問題から使用済み容器の回収は行っておりません。	容器回収は、飲料に対しての必須要件として想定しています。 物件番号⑩にて指定される「菓子、パン、栄養補助食品及びこれらに類する商品」の容器回収の取り扱いについては、契約締結時に当市と契約者の両者協議の上で取り決めるものとし、対応の可否は入札結果に影響を与えるものではないと認識しています。
2		【委任関係】 様式第3号にて支店代表者が受任者となった場合、様式第4号及び第5号の「法人名及び代表者氏名」欄は支店代表者名の認識で間違い無いでしょうか。	ご認識のとおりです。
3		【入札書関係】 様式第5号にて営業担当者が受任者となった場合、入札書の封入封緘作業において封筒に押印する印章は営業担当者の印章で問題無いでしょうか。	問題ございません。 本入札は、 羽生市競争入札参加者心得 に則って執行いたします。 同心得第3条第3項では「競争入札の参加者は、入札書に必要な事項を記載し、記名のうえ、これを封書にして入札箱に投入しなければならない。」と定めておりますが、封書（封筒）への押印に関する規定はございません。

			したがって、封筒への押印の有無および使用する印章の種類はいずれも任意であり、入札成立の要件には含まれません。様式第5号により受任者となられた営業担当者の印章で差し支えございません。
4		契約権限等に係る委任状（様式第3号）について、本社と支店は埼玉県内にあるが、当該地区は近隣県内の支店からの配送になるため、近隣県内の支店への契約権限等の委任ということによいか	委任者が申込者（契約者）と同一の埼玉県内の本社であり、受任者が近隣県内の支店ということであれば、ご認識のとおりです。
5	1、 2 1	缶、PET、紙パックと記載があるが、併売機を対象としているのか？	本仕様書における「缶・ペットボトル・パック飲料」の記載は、設置を制限するものではなく、標準的な取り扱い品目の例示です。 したがって、缶及びペットボトルの取り扱いが可能であれば、必ずしもパック飲料が含まれていなくとも応募可能です。 設置事業者におかれましては、利用者ニーズや管理体制に最適な機種構成をご提案ください。
6		電気工事を伴う物件があるか？※他社が撤退した場合に現状復帰で、コンセントが無くなった後に、新たな設置業者がコンセントを作るのか？	原則として引き渡し時の現況としておりますので、コンセント等電源設備が見受けられない場合は、新たな設置業者様においての敷設をお願いするものです。 なお、貸付箇所「敷地内の一部」としている物件については、当市から従前の設置事業者（撤去事業者）へ電源設備等の残置は依頼する予定ですが、対応を必ずしも保証するものではありません。 また、「建物内の一部」としている物件については、コンセント等電源は設置場所の設備として残るものと認識しております。
7		様式1号及び2号は申込書欄に印の記載はないが不要という認識であっているか？	押印は必須となります。 印鑑証明書と同じ印章のものを押印してください。
8		埼玉県内に本社及び支店、	本入札は、申込者自身が契約の当事者と

		営業所はないが、持株１００％子会社のグループ会社はあるため、今回の入札資格は認められるか？また、課税書類等は申込者（本社）の都道府県の納税証明書で良いのか？ 例：本社が東京都の場合、東京都の納税明書の提出で良いのか？	なり、直接契約を締結することを原則としております。 その上で、申込者に直轄の県内事業所がなく、県内子会社（グループ会社）のみが存在する場合、以下の条件を満たすことで応募を認めます。 1. 応募資格について 親会社の方針等により、子会社（グループ会社）が単独で直接契約を締結できない事情がある場合、親会社が申込者（契約者）となることが可能です。 その際、以下を明らかにする書面を申込書類に添付してください。 ・親会社と子会社の関係性（持株１００％である等）がわかること ・子会社が直接契約できず、親会社が契約主体となる必要があること 2. 提出書類について 上記の場合、契約の履行体制を確認するため、親会社および県内子会社（グループ会社）の双方について、以下の書類を提出していただきます。 ・商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書） ・納税証明書（それぞれの所在地における県税・市税等） ・印鑑証明書 したがって、各書類は申込者（親会社）分のみでは不足となり、実際に県内で事業を行う子会社分も併せて必要となりますのでご注意ください。
9		貸付面積について、幅１２００mmとなっているが、新台の自販機はPET ラックが主流となっており、転倒防止板も含めると、幅１２００mmを超える可能性が高いため数センチ単位での	差し支えありません。 仕様書に記載の幅（1200mm）は標準的な目安であり、転倒防止対策等に伴う数センチ単位の超過は許容範囲と考えております。 ただし、隣接する設備（他の自動販売機、消火栓等）の機能や、通路の通行を妨げないことを設置の条件とします。

		若干のズレは問題がないか？	
10	10	現在は飲料と食品が併売できる自販機が設置されているが、今回の入札も同様に問題ないか？※食品単体機が対象か？	食品単体機または飲料併売機のどちらであっても、入札可能です。 仕様書3ページ(3. 貸付物件 (3)販売品 (4))において、「物件番号⑩については、菓子、パン、栄養補助食品及びこれらに類する商品とする。なお、菓子、パン、栄養補助食品及びこれらに類する商品に缶、ペットボトル飲料を併せることを可能とする。」と記載しております。

【担当】

羽生市財政課財産管理係

電話 048-561-1121 (内線 375)

FAX 048-563-2322

E-mail:zaisan@city.hanyu.lg.jp